

2007年6月27日

ジェットロ総務部

環境社会配慮ガイドライン策定委員会
案件形成関連調査に関するワーキンググループ開催報告(案)

1. 日時: 2007年6月21日(木) 14:00~16:00
2. 会場: ジェットロ本部会議室
3. 参加者: 原科委員長、柳副委員長、神崎委員、松本委員、満田委員、高梨委員、岡崎委員、
田中委員
ジェットロ側 山田総務部長、清水産業技術部長、井上主幹、中村産業技術課長、
産業技術課職員、委員会事務局

1. ディスカッションのポイント

<ガイドラインの名称について>

岡崎委員より、ジェットロが導入を目指す「環境社会配慮ガイドライン」の名称について、「ガイドライン」と「ガイダンス」の違い等を踏まえ、実態に合わせて適切な名称を検討するべきであるとの問題提起があった。

<案件形成調査の扱いについて>

続いて、ジェットロの清水産業技術部長より、案件形成調査の扱いに関する資料「案件形成調査に関する環境社会配慮の手続き(修正案)」及び「調査報告書作成基準(改定案)」について、また、満田委員より同委員作成のペーパー「住民協議・ヒアリング実施に関する意見」説明が行われた。さらに、村山委員(当日欠席)作成のペーパー「案件形成調査に求められる事項(案)」について原科委員長より紹介があり、これら資料をもとに以下のようなディスカッションが行われた。

全体的な構成等について

環境社会配慮については、報告書作成要領にある全ての項目について横断的に行うことが望ましい。

ジェットロ作成の報告書作成基準等に書かれている環境社会配慮に関する内容については、原則、ガイドライン上に明記することが望ましい。

ガイドライン作成に当たっては、拘束力についてしっかり整理し、どこまで拘束力を持たせるか明確にする必要がある。

本調査は企業の柔軟な発想により案件発掘を目指すものであり、調査の内容について多くを拘束することは適切とは言えない。

個別のワーディング等について

ジェットロ調査の位置付け、予算や時間的な制約を考えると、調査報告書の中に含まれる環境・社会的側面での検討や財務・経済分析は、「予備的なもの」として位置付けるべき。

ステークホルダーとの関係については、相手国政府のコミットがなく企業が行う調査であるという限界から、次のステップで「協議」を組み込むためのきっかけとなるよう、「情報収集」や「ヒアリング」を行うというのが適当ではないか。

一方で、JBIC ガイドラインにおいて、「早期の段階から、…地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていること」が求められている。限界はあることは認識した上で、ジェットロ調査段階における、提案事業、今後の一連の調査やプロセスに対する意見の聴取を行い、計画に組み入れていくための協議を行うことも重要である。

コンサルティング業界の常識では、「代替案」は技術的なオプションを意味する。ジェットロの場合は「異なる選択肢」というような表現に留め、統一した方が良い。

迅速に円借款に結び付けていくためには、スクリーニングの段階で環境社会配慮を手厚く行うべき案件、すなわち JBIC/JICA においてはカテゴリ A とされるような案件をきっちりと絞込み、調査のプロセスにメリハリを付けるべき。

スクリーニングの段階では十分な情報がなく、どこまで環境社会影響について記述できるかの判断が難しい。明らかに環境社会配慮が不要なものを除外するのが現実的な対応。

環境社会配慮調査項目については、次の段階に向けて方向性を絞るニュアンスである「絞込み」という言葉よりも、広範に把握するという意味で「洗い出し」という言葉の方が適切。

以上